

地方独立行政法人大阪市立工業研究所試薬等薬品類管理規程

制定 平成20年4月1日 規程第6号
最近改正 平成28年8月1日

(趣旨)

第1条 この規程は、地方独立行政法人大阪市立工業研究所（以下「研究所」という。）における試薬等各種薬品類（以下「試薬類」という。）の管理、保管・貯蔵、使用に関して必要な事項を定めるものとする。これらの事項については、消防法(昭和23年法律第186号)、危険物の規制に関する政令(昭和34年政令第306号)、危険物の規制に関する規則(昭和34年総理府令第55号)、大阪市火災予防条例(昭和37年条例第14号)、大阪市危険物等規制規則(昭和50年大阪市規則第57号)、毒物及び劇物取締法(昭和25年法律第303号)、労働安全衛生法(昭和47年法律第57号)、麻薬及び向精神薬取締法(昭和28年法律第14号)その他関係法令に定めるもののほか、この規程に定めるところによる。

(定義)

第2条 この規程における用語の定義は、次の各号に定めるところによる。

- (1) 危険物 消防法第2条第7項に定めるものをいう。
- (2) 毒物 毒物及び劇物取締法第2条第1項に定めるものをいう。
- (3) 劇物 毒物及び劇物取締法第2条第2項に定めるものをいう。
- (4) 特定毒物 毒物及び劇物取締法第2条第3項に定めるものをいう。
- (5) 製造等禁止有害物 労働安全衛生法施行令(昭和47年政令第318号)第16条に定めるものをいう。
- (6) 特定化学物質 労働安全衛生法施行令別表第三に定めるものをいう。
- (7) 特定化学物質第1類物質 労働安全衛生法施行令別表第三第1号に定めるものをいう。
- (8) 有機溶剤 労働安全衛生法施行令別表第六の二に定めるものをいう。
- (9) 危険物取扱者及び危険物保安監督者 消防法第13条の第1項に定める者をいう。
- (10) 防火管理者 消防法第8条第1項に定める者をいう。
- (11) 指定数量 消防法第9条第3項において、危険物についてその危険性を勘案して政令で定める数量をいう。
- (12) MSDS通知物質 労働安全衛生法第57条の2において、労働者に危険有害性を知らせるために、化学物質等安全データシート(MSDS)を通知しなければならないものをいう。
- (13) 麻薬及び向精神薬 麻薬及び向精神薬取締法第2条第1項から第6項に定めるものをいう。

(試薬類の管理体制1：試薬類全般)

第3条 理事長は、研究所全体の試薬類の管理、保管・貯蔵、取扱に関して責任を負い、運営協議会を通じて、地方独立行政法人大阪市立工業研究所試薬・高圧ガス管理委員会規程に基づき研究所に試薬・高圧ガス管理委員会を設置する。

2 試薬・高圧ガス管理委員会は、地方独立行政法人大阪市立工業研究所試薬・高圧ガス管理委員会規程に基づき研究所における試薬類の管理状況を把握するとともに、運営協議会からの諮問に基づいて試薬類の管理、保管・貯蔵、取扱に関する問題を審議し、その結果を運営協議会に報告する。

3 各部長は、担当部における試薬類の安全な保管と適正な管理に関して責任を負う。また、担当部における試薬類の取扱並びに保管状況の総括的な把握に努めるとともに、各部間の連

絡調整を行い、研究所全体で効率的な試薬類の運用を心がけねばならない。

- 4 試薬類の管理者は、地方独立行政法人大阪市立工業研究所試薬等薬品類管理要領（以下「要領」という。）に従って、管理責任のある試薬類の管理を行い、当該試薬類の種類、個数、保管場所、関係法令等のデータを常に更新、把握しなければならない。
- 5 試薬類の使用者は、要領に従って、適切に当該試薬類を取り扱わなければならない。特に、危険物、毒物、劇物、特定化学物質、有機溶剤等の有害性・危険性の高い化学物質についての保管・貯蔵、取扱、廃棄にあたっては、本規程及び各種法令を遵守するとともに、化学物質等安全データシート（MSDS）の取得・参照等の事前の措置を講じて、使用物質の物理化学的性質、危険・有害性、人体や周辺環境に及ぼす影響、貯蔵や取扱い上の注意事項、事故時の対応、安全な廃棄に至るまでを充分熟知した上で、細心の注意を払わなければならない。
- 6 試薬類購入の請求者は、要領を遵守し、購入前に化学物質等安全データシート（MSDS）を取得・参照するなどして、危険性・有害性や最終的な廃棄方法までを十分考慮しなければならない。
- 7 受託研究、依頼試験・分析に係わって、外部（受託研究企業等）より試薬類を研究所に持込む必要が生じた場合は、要領に従って、所定の手続きを行わなければならない。また、持ち込まれる前に危険性・有害性や最終的な廃棄方法までを十分考慮しなければならない。
- 8 試薬類の管理者は、老朽化した試薬の廃棄に努めるとともに、試薬類の廃棄にあたっては、地方独立行政法人大阪市立工業研究所廃棄物管理規程及び地方独立行政法人大阪市立工業研究所廃棄物管理要綱を遵守しなければならない。

（試薬類の管理体制 2：危険物）

- 第 4 条 理事長は、消防法第 13 条第 2 項に基づき、危険物の取扱及び保安を監督させるため、危険物取扱者免状を有する職員の中から危険物保安監督者を選任する。
- 2 消防法第 10 条に基づき、研究所に以下のとおり危険物貯蔵所を設置し、危険物を施錠管理する。
危険物屋内貯蔵所（別棟） 危険物第 4 類及び第 1 類と第 6 類
- 3 必要があれば、大阪市火災予防条例第 32 条に基づき、研究所の特定箇所を少量危険物貯蔵又は取扱場所として申請し認可を受ける。
- 4 危険物屋内貯蔵所での危険物の貯蔵と取扱には、消防法第 10 条～16 条及び危険物の規制に関する政令第 10 条に定められた技術上の基準を遵守しなければならない。
- 5 少量危険物貯蔵又は取扱場所での危険物の貯蔵と取扱には、大阪市火災予防条例第 28 条に定められた技術上の基準を遵守しなければならない。
- 6 理事長は、消防法第 11 条及び大阪市危険物等規制規則第 3 条に基づき、危険物屋内貯蔵所内の設置者、危険物屋内貯蔵所内に貯蔵する危険物の種類や指定数量の倍数、設置条件等に変更が生じる場合には、事前に大阪市長に届け出なければならない。
- 7 理事長は、大阪市火災予防条例第 60 条に基づき、少量危険物貯蔵又は取扱場所内に置かれている危険物の最大貯蔵数量、防火責任者又は危険物取扱者、設置条件等に変更が生じる場合には、事前に所轄の消防署に届け出なければならない。
- 8 危険物屋内貯蔵所には、届け出た危険物以外のものを置いてはならない。また、届け出た指定数量の倍数以上の危険物を貯蔵してはならない。
- 9 危険物保安監督者は、試薬・高圧ガス管理委員会と連携して、消防法その他関係法令に定める業務を適正に遂行する。
- 10 危険物保安監督者は、必要に応じ、危険物の貯蔵・取扱状況について、理事長、防火管理者、危険物貯蔵所の管理責任者、運営協議会、及び各部長に報告する。
- 11 各部長は、担当部における危険物の安全な保管と適正な取扱に関して責任を負い、指定

数量の規制値を遵守しなければならない。

(試薬類の管理体制 3 : 毒物及び劇物)

第 5 条 各部長は、担当部内の試薬類のうち毒物又は劇物に相当するものの取扱及び貯蔵について責任を負い、毒物及び劇物取締法に基づき、盗難、紛失、その他の事故防止のために必要な措置を講じなければならない。

2 特定毒物の保有、持込及び使用は原則として行わない。

(試薬類の管理体制 4 : MSDS 通知物質等)

第 6 条 理事長は、労働安全衛生法第 57 条の 2 に基づき、MSDS 通知物質に該当する試薬類を使用する職員に対して化学物質等安全データシート (MSDS) を提供し、危険有害性を事前に通知する。

2 MSDS 通知物質に該当する試薬類を使用する職員は、当該試薬の MSDS を参照して物理化学的性質、危険・有害性、人体や周辺環境に及ぼす影響、貯蔵や取扱い上の注意事項、関係法令、事故時の対応を充分熟知した上で使用しなければならない。

3 製造等禁止有害物及び特定化学物質第 1 類物質の保有、持込及び使用は原則として行わない。

(試薬類の管理体制 5 : 麻薬及び向精神薬)

第 7 条 麻薬及び向精神薬に相当する試薬類は、保有、持込及び使用は原則として行わない。

(事故の際の措置)

第 8 条 試薬類の使用者は、危険物等による火災が発生したときは、直ちに地方独立行政法人大阪市立工業研究所防災管理規程、地方独立行政法人大阪市立工業研究所災害応急対策実施要領及び地方独立行政法人大阪市立工業研究所火災発生時の処置要領に定められた措置をとり、必ず危険物保安監督者にその旨を連絡しなければならない。

2 毒物及び劇物の管理者及び使用者は、その取扱に係わる毒物及び劇物が盗難にあい、又は紛失したときは、直ちに所属部長に通報し、当該部長は理事長にその旨を報告しなければならない。

3 試薬類の使用者は、危険物、毒物、劇物、特定化学物質、有機溶剤等の危険性の高い試薬類が飛散し、漏れ、流れ出し、しみ出し、地下へのしみ込み等により、保健衛生上の危害や周辺環境への汚染が生じ、あるいは生じるおそれがあるときは、直ちに所属部長に報告するとともに、必要な応急措置を講じなければならない。

4 前項の報告を受けた部長は、直ちに理事長にその旨を報告するとともに総務部担当者に連絡し、所轄の保健所、警察署又は消防署に届け出る等の措置を講じなければならない。

5 前 3 項において、危険性が高く緊急性を要する場合は、使用者は、総務部担当者に報告するとともに、自ら全館放送を行い研究所全体に注意を喚起する。

附 則

この規程は、平成 20 年 4 月 1 日から施行する。

附 則

この規程は、平成 28 年 8 月 1 日から施行する。